平成25年9月3日福祉部介護保険課

# 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

## 1 区内指定地域密着型サービス事業者

区内の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号、以下「法」という。)第78条の12および第115条の21の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、法第23条等に基づき実地指導を行った結果、運営に関して指定更新に支障となる特段の事項は認められなかった。

## 【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
あすかの里	練馬区北町3丁目3番24号	医療法人社団 育陽会	18 名	平成 19 年 11 月 1 日	平成 25 年 11 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 31 年 10 月 31 日)

#### 2 区外指定地域密着型サービス事業者

練馬区民が利用している区外の指定地域密着型サービス事業者および指定地域 密着型介護予防サービス事業者について、法第78条の12および第115条の21の 規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外の指定事業者の更新については、練馬区が利用を認めた被保険者の みに効力を有することとなる。

#### 【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
グループホームあすか東川口	埼玉県川口市 戸塚1丁目 13 番15号	株式会社 矢嶋商店	18名(※)	平成 19 年7月 17 日	平成 25 年 7 月 17 日 (指定有効期間満了日 : 平成 31 年 7 月 16 日)

※ 利用定員のうち練馬区被保険者は1名のみ。